

和歌山大学学生支援委員会規程

制 定 平成22年 7月 1日

法人和歌山大学規程 第1131号

最終改正 令和 5年 6月23日

(趣旨)

第1条 和歌山大学に、学生支援に関する事項を円滑に運営・実施するため、和歌山大学学生支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の経済的支援（入学料・授業料免除及び奨学金等）の企画立案及び選考に関すること
- (2) 学生の活動支援に関すること
- (3) 学生の生活相談に関すること
- (4) 学生の表彰及び懲戒に関すること
- (5) 学生寮の運営・生活指導に関すること
- (6) その他学生の厚生及び生活指導に関すること

(組織)

第3条 委員会は、次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 学生支援担当の理事
- (2) 各学部評議員 1名
- (3) 各学部学生委員会委員長
- (4) 学環の学生支援担当教員
- (5) 学生支援課職員 2名

2 前項第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期中欠員が生じ、これを補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(開会)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、委員会を開くことができない。

(議決)

第6条 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(作業部会)

第8条 委員会は、必要に応じ学生支援に関する立案について、作業部会を置くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、学生支援課において処理する。

学生支援委員会規程

附 則

- 1 この規程は、平成22年7月1日から施行する。
- 2 この規程施行後最初に選出される第3条第1項の委員については、廃止前の国立大学法人和歌山大学常置委員会規程（法人和歌山大学規程第19号）第7条第2項の委員が就任するものとし、任期は第3条第2項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則（平成24年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1311号）

この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月3日一部改正：法人和歌山大学規程第1838号）

この改正規程は、平成28年6月3日から施行する。

附 則（平成28年9月23日一部改正：法人和歌山大学規程第1852号）

この改正規程は、平成28年9月23日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1890号）

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2527号）

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月23日一部改正：法人和歌山大学規程第2673号）

この改正規程は、令和5年6月23日から施行し、令和5年4月1日から適用する。